

令和4年12月9日

出産育児一時金の支給額に係る尼崎市国民健康保険条例の改正について

1 改正内容・経緯

本市の出産育児一時金の支給額は、尼崎市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第5条において40万8千円（産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合には、同制度に対する掛金の1万2千円を上乗せした42万円）と規定されています。この支給額は、兵庫県国民健康保険運営方針における標準的な支給額と同額で、協会けんぽ等のいわゆる社会保険における出産育児一時金の支給額を定めている健康保険法施行令に準じたものとなっています。

今般、国は、少子化対策・こども政策に関する取組の一環として、出産育児一時金の支給額を増額する考えを示しており、令和4年10月28日には、岸田内閣総理大臣が記者会見において、「令和5年4月から出産育児一時金の増額を行う」と発言されています。

こうした状況を受け、兵庫県は、出産育児一時金の支給額が改定され、法整備がなされた際には、その金額を兵庫県の標準的な支給額とし、あわせて兵庫県国民健康保険運営方針の改定を行うこととしています。

令和5年4月から改定後の金額で支給するためには、本運営協議会での諮問・答申を経た上で、令和4年度2月議会にて条例改正議案を提案する必要がありますが、現時点においても具体的な改定金額が示されておらず、諮問が行えない状況にあります。

したがって、今後、具体的な改定金額が示され次第、諮問・答申を経ずに市議会へ条例改正議案を提案することとします。

■ 令和5年4月1日 改定予定

	内 訳	現 行	改定後
①	出産育児一時金 本体分	40万8千円	未定
②	産科医療補償制度掛金	1万2千円	1万2千円
①+②	出産育児一時金 支給総額（最大）	42万円	未定

2 令和3年度の出産費用の状況（参考）

入院料、分娩料、新生児保育管理料、検査・薬剤料、処置・手当料、室料差額(A)、産科医療補償制度掛金(B)、その他費用(C)の妊婦合計負担額からA～Cを除いた出産費用の平均は、次のとおりです。

※正常分娩のみ	全国	尼崎市（国保）
全施設	473,315円	471,053円
公的病院	454,994円	-

3 関係法令等

○ 尼崎市国民健康保険条例 (抄)

(出産育児一時金)

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、408,000円(規則で定める場合には、420,000円)を支給する。

○ 尼崎市国民健康保険規則 (抄)

(条例第5条第1項の規則で定める場合)

第7条 条例第5条第1項の規則で定める場合は、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認める場合とする。

○ 健康保険法施行令 (抄)

(出産育児一時金の金額)

第36条 法第101条の政令で定める金額は、40万8千円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、40万8千円に、第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。(以下省略)

4 出産育児一時金の制度詳細

国保被保険者に係る出産費用のうち、40万8千円又は42万円(40万8千円+1万2千円(産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合))を世帯主に支給する。

支給対象は妊娠12週(85日)以上の出産又は死産・流産・人工流産で、双生児等の場合は人数分の給付額を支給する。

医療機関が出産育児一時金の請求・受領を世帯主に代わって行い、市が機関へ直接支給する「直接支払制度」を利用した場合、出産費用のうち40万8千円又は42万円は退院時の支払いが不要となる。また、出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は、被保険者からの申請により差額分を支給する。

なお、出産育児一時金に関してのみ、保険料滞納状況に関わらず支給することとしている。

以 上